

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">新型自動車の審査基準について</p> <p>第2章 審査基準                  2-1～2-5 (略)                  2-6 (操縦装置)                    2-6-1                      <u>(削除)</u></p> <p>2-6-2 (略)                  2-7～2-29 (略)</p> <p><u>附則</u>                  本改正規定は、令和3年1月3日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">新型自動車の審査基準について</p> <p>第2章 審査基準                  2-1～2-5 (略)                  2-6 (操縦装置)                    2-6-1                      <u>かじ取ハンドルの位置は、次の各号に掲げる自動車を除き、自動車の左側に配置されていないこと。</u>                      <u>(1) モータスィーパ、郵便集配車等であってかじ取ハンドルを左側に配置する相当の理由があり、かつ、安全上支障がないと認められる自動車</u>                      <u>(2) 完成車として外国から輸入された自動車</u></p> <p>2-6-2 (略)                  2-7～2-29 (略)</p>